

暦年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

受贈者の氏名

この表は、平成15年分から平成17年分までの贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成19年中に財産の贈与を受けた場合の税額の計算等に使用します（その贈与を受けた財産について相続時精算課税（相続時精算課税選択の特例及び特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例を含みます。）の選択をする場合を除きます。）。

（平成19年分用）

(1) 平成15年分以降の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

住宅取得資金等の贈与者が死亡している場合の留意事項

住宅取得資金等の贈与を受けた年分	贈与者の氏名 (申告者との続柄)	申告した 税 務 署
平成 年 分	()	税務署

左記の住宅取得資金等の贈与者が平成19年12月31日までに死亡している場合において、当該住宅取得資金等の額が相続税法第19条の規定により当該死亡した者に係る相続税の課税価格に加算されたときには、次の点に留意してください。
(1) 「(2) 課税価格に対する税額の計算」の②欄の金額には、その死亡した贈与者からの住宅取得資金等の額は含めません（住宅取得資金等の贈与者の全員が死亡しているときは、「(2) 課税価格に対する税額の計算」の記載は要しません。）。
(2) その死亡した贈与者に関して「(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項」欄に所定事項を記入します。

(2) 課税価格に対する税額の計算

課税される財産の価額の合計額（申告書第一表の（①－②）の金額）	①	円
この特例の適用を受けた住宅取得資金等の額 (1,500万円を超える場合は、1,500万円になります。)	②	
住宅取得資金等の額の $\frac{1}{5}$ に相当する金額（② $\times\frac{1}{5}$ ）	③	
（①＋③）の金額	④	
基礎控除額	⑤	1,100,000
課税価格（④－⑤）【1,000円未満は切り捨てます。】	⑥	,000
⑥に対する税額 (「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」を使って計算します。)	⑦	
（③－1,100,000円）の金額【1,000円未満は切り捨てます。】	⑧	,000
⑧に対する税額 (「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」を使って計算します。)	⑨	
算出税額（⑦－⑨）【マイナスの場合は0】 (申告書第一表の⑤欄へ移記します。)	⑩	

(注)「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」は申告書第一表（控用）の裏面に掲載しています。

(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項

死亡した 贈与者の氏名		死亡時の住所	
死亡年月日		死亡した贈与者に係る相続税の 申告書の提出の有無	有・無 「有」の場合の 提出先の税務署

(注) 上記留意事項の(1)に該当する住宅取得資金等の額があるときは、平成19年分の贈与税の申告書にこの明細書及びその贈与者が死亡したことを証する書類として戸籍の謄本等を添付して提出する必要があります。

(資5-11-4-A4統一)(平成19_10)

暦年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

受贈者の氏名

この表は、平成14年分から平成17年分までの贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成18年中に財産の贈与を受けた場合の税額の計算等に使用します（その贈与を受けた財産について相続時精算課税（相続時精算課税選択の特例を含みます。）の選択をする場合を除きます。）。

（平成18年分用）

(1) 平成14年分以降の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

住宅取得資金等の贈与者が死亡している場合の留意事項

住宅取得資金等の贈与を受けた年分	贈与者の氏名 (申告者との続柄)	申告した 税 務 署
平成 年 分	()	税務署

左記の住宅取得資金等の贈与者が平成18年12月31日までに死亡している場合において、当該住宅取得資金等の額が相続税法第19条の規定により当該死亡した者に係る相続税の課税価格に加算されたときには、次の点に留意してください。
(1) 「(2) 課税価格に対する税額の計算」の②欄の金額には、その死亡した贈与者からの住宅取得資金等の額は含めません（住宅取得資金等の贈与者の全員が死亡しているときは、「(2) 課税価格に対する税額の計算」の記載は要しません。）。
(2) その死亡した贈与者に関して「(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項」欄に所定事項を記入します。

(2) 課税価格に対する税額の計算

課税される財産の価額の合計額（申告書第一表の（①－②）の金額）	①	円
この特例の適用を受けた住宅取得資金等の額 (1,500万円を超える場合は、1,500万円となります。)	②	
住宅取得資金等の額の $\frac{1}{5}$ に相当する金額（② $\times\frac{1}{5}$ ）	③	
（①＋③）の金額	④	
基礎控除額	⑤	1,100,000
課税価格（④－⑤）【1,000円未満は切り捨てます。】	⑥	,000
⑥に対する税額 (「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」を使って計算します。)	⑦	
（③－1,100,000円）の金額【1,000円未満は切り捨てます。】	⑧	,000
⑧に対する税額 (「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」を使って計算します。)	⑨	
算出税額（⑦－⑨）【マイナスの場合は0】 (申告書第一表の⑤欄へ移記します。)	⑩	

(注)「贈与税の速算表（平成15年分以降用）」は申告書第一表（控用）の裏面に掲載しています。

(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項

死亡した 贈与者の氏名		死亡時の住所	
死亡年月日		死亡した贈与者に係る相続税の 申告書の提出の有無	有・無 「有」の場合の 提出先の税務署

(注) 上記留意事項の(1)に該当する住宅取得資金等の額があるときは、平成18年分の贈与税の申告書にこの明細書及びその贈与者が死亡したことを証する書類として戸籍の謄本等を添付して提出する必要があります。

(資5-11-4-A4統一)(平18_10)

○この明細書は、贈与税の申告書第一表と一緒に提出してください。

改正後															改正前																														
相続時精算課税選択届出書															相続時精算課税選択届出書																														
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長 殿															税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長 殿																														
住所又は居所 フリガナ 氏名(生年月日) 特定贈与者との続柄															住所又は居所 フリガナ 氏名(生年月日) 特定贈与者との続柄																														
私は、下記の特定贈与者から平成 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。															私は、下記の特定贈与者から平成 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。																														
記															記																														
1 特定贈与者に関する事項															1 特定贈与者に関する事項																														
<table><tr><td>住所又は居所</td><td></td></tr><tr><td>フリガナ</td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td>生年月日</td><td>明・大・昭 年 月 日</td></tr></table>															住所又は居所		フリガナ		氏名		生年月日	明・大・昭 年 月 日	<table><tr><td>住所又は居所</td><td></td></tr><tr><td>フリガナ</td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td>生年月日</td><td>明・大・昭 年 月 日</td></tr></table>															住所又は居所		フリガナ		氏名		生年月日	明・大・昭 年 月 日
住所又は居所																																													
フリガナ																																													
氏名																																													
生年月日	明・大・昭 年 月 日																																												
住所又は居所																																													
フリガナ																																													
氏名																																													
生年月日	明・大・昭 年 月 日																																												
2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合															2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合																														
<table><tr><td>推定相続人となった理由</td><td></td></tr><tr><td>推定相続人となった年月日</td><td>平成 年 月 日</td></tr></table>															推定相続人となった理由		推定相続人となった年月日	平成 年 月 日	<table><tr><td>推定相続人となった理由</td><td></td></tr><tr><td>推定相続人となった年月日</td><td>平成 年 月 日</td></tr></table>															推定相続人となった理由		推定相続人となった年月日	平成 年 月 日								
推定相続人となった理由																																													
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日																																												
推定相続人となった理由																																													
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日																																												
3 添付書類															3 添付書類																														
次の(1)～(4)のすべての書類が必要となります。 なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)															次の(1)～(4)のすべての書類が必要となります。 なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)																														
(1) ☐ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類															(1) ☐ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類																														
① 受贈者の氏名、生年月日															① 受贈者の氏名、生年月日																														
② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること															② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること																														
(2) ☐ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)															(2) ☐ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)																														
(3) ☐ 特定贈与者の住民票の写し又は特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、次の内容を証する書類															(3) ☐ 特定贈与者の住民票の写し又は特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、次の内容を証する書類																														
① 特定贈与者の氏名、生年月日															① 特定贈与者の氏名、生年月日																														
② 特定贈与者の65歳に達した時以後の住所又は居所(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)															② 特定贈与者の65歳に達した時以後の住所又は居所(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)																														
(注) ②の書類については、租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」、租税特別措置法第70条の3の3((特定の贈与者から特定同族株式等の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には「平成19年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。															(注) 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には、②の書類は「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証するもの」となります。																														
(4) ☐ 相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の確認書その他の書類で、特定贈与者が相続時精算課税選択届出書の提出により相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与をしたことを明らかにする書類(「相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の確認書」の用紙は税務署にあります。)															(4) ☐ 相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の確認書その他の書類で、特定贈与者が相続時精算課税選択届出書の提出により相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与をしたことを明らかにする書類(「相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の確認書」の用紙は税務署にあります。)																														
(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することはできません。)															(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することはできません。)																														
作成税理士															作成税理士																														
※ 税務署整理欄 届出番号															※ 税務署整理欄 届出番号																														
(注) ※印欄は記入しないでください。															(注) ※印欄は記入しないでください。																														

改正後	改正前
相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について あなたが、被相続人_____殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税の額（「平成_____年分贈与税_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。 1「納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額 (基礎となる税額)(相続分) 円 × ／ = A 円 (注) 「(基礎となる税額)」は、「平成_____年分贈与税_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑪差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦+⑨）」の「増減（△）差額」欄の額です。 2「納付すべき 減少する 加算税の額」欄の税額 上記1のAの税額の内訳 ※イ以外の金額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)」により各金額を計算しています。 イ _____申告加算税に対応する本税の額 _____円 ロ 重加算税に対応する本税の額 _____円 ハ 上記以外の本税の額 _____円 (1) _____申告加算税 (基礎となる税額)(加算税の割合) 0, 0 0 0円 × ／100 = B 円 (基礎となる税額)(加算税の割合 (国税通則法第____条第2項適用分)) 0, 0 0 0円 × 5／100 = C 円 _____申告加算税の額（B＋C） 円 (2) 重加算税 (基礎となる税額)(加算税の割合) 0, 0 0 0円 × ／100 = 円 (注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。 3「納税猶予税額控除後の 減少する 納付すべき 本税の額」欄の税額 (基礎となる税額)(相続分) 円 × ／ = 円 (注) 「(基礎となる税額)」は、「平成_____年分贈与税_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑬申告期限までに納付すべき税額（⑪－⑫）」の「増減（△）差額」欄の額です。 () 枚のうち () 枚目 (資5-61-1-A4統一)	(新規)

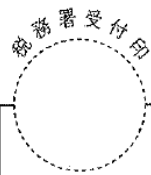
書 き か た 等

- 1 この同意書は、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定同族株式等について、贈与税の申告時に「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例」、「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特別控除の特例」の適用を受けようとする場合に、作成します。
- 2 この同意書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、特例の適用を受けることはできません。）。
- 3 「1 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例を適用することに対する同意書」欄には、適用しようとする特例にレ印を付すとともに、特定贈与者の他の推定相続人すべて（行方不明となっている者を除く。）が同意し署名、押印する必要があります。
- 4 「2 特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合のその事情の詳細等」欄には、特定贈与者の推定相続人の内に行方不明の者がおり、「1 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例を適用することに対する同意」欄に署名、押印することができない場合に、その者の氏名及び行方不明の事情の詳細等を記入してください。
- 5 特定同族株式等について「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例」又は「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特別控除の特例」を受けた場合には、当該贈与に係る贈与者（特定贈与者）が死亡したときの相続税の申告において、当該特定贈与者から相続若しくは贈与又は相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与により財産を取得したいずれかの者は、いずれの者も「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けることはできません。

(新規)

改 正 後				改 正 前			
平成 年分贈与税 通知書 及び加算税の賦課決定通知書 (通知用) 〔相続時精算課税分に係る明細〕				平成 年分贈与税 通知書 及び加算税の賦課決定通知書 (通知用) 〔相続時精算課税分に係る明細〕			
氏名 殿				氏名 殿			
この表は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅱ 相続時精算課税分」欄の特定贈与者ごとの計算明細です。				この表は、「平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅱ 相続時精算課税分」欄の特定贈与者ごとの計算明細です。			
○課税標準等及び税額等の計算明細				○課税標準等及び税額等の計算明細			
		特定贈与者の氏名				特定贈与者の氏名	
区 分		当初課税額(額)	調 査 額	増減(△)差額			
財産の価額の合計額（課税価格）		①					
①のうち住宅取得等資金の額		②					
①のうち特定同族株式等の額		③					
①のうち住宅取得等資金及び特定同族株式等以外の額（①－②－③）		④					
過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）		⑤					
住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－⑤）		⑥					
住宅資金特別控除額（②の金額と⑥の金額のいずれか低い金額）		⑦					
翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額（1,000万円－⑤－⑦）		⑧					
特定同族株式等特別控除額（500万円）		⑨					
⑦及び⑨控除後の課税価格（①－⑦－⑨）		⑩					
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）		⑪					
特別控除額の残額（2,500万円－⑪）		⑫					
特別控除額（⑩の金額と⑫の金額のいずれか低い金額）		⑬					
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑪－⑬）		⑭					
⑬の控除後の課税価格（⑩－⑬）		⑮	,000				
⑮に対する税額（⑮×20％）		⑯	00				
外国税額の控除額		⑰					
差引税額（⑯－⑰）		⑱					

		特定贈与者の氏名				特定贈与者の氏名	
区 分		当初課税額(額)	調 査 額	増減(△)差額			
財産の価額の合計額（課税価格）		①					
①のうち住宅取得等資金の額		②					
①のうち住宅取得等資金以外の額（①－②）		③					
過去の年分の申告において控除した住宅資金特別控除額の合計額（最高1,000万円）		④					
住宅資金特別控除額の残額（1,000万円－④）		⑤					
住宅資金特別控除額（②の金額と⑤の金額のいずれか低い金額）		⑥					
翌年以降に繰り越される住宅資金特別控除額（1,000万円－④－⑥）		⑦					
⑥の控除後の課税価格（①－⑥）		⑧					
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）		⑨					
特別控除額の残額（2,500万円－⑨）		⑩					
特別控除額（⑧の金額と⑩の金額のいずれか低い金額）		⑪					
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－⑨－⑪）		⑫					
⑪の控除後の課税価格（⑧－⑪）		⑬	,000				
⑬に対する税額（⑬×20％）		⑭	00				
外国税額の控除額		⑮					
差引税額（⑭－⑮）		⑯					



特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の適用に対する同意書

平成 年 月 日

税務署長 殿

受贈者

住所
又は
居所
フリガナ
氏名
(生年月日)
特定贈与者との続柄

電話 (- -)

(大・昭 年 月 日)

印

1 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例を適用することに対する同意

上記受贈者が、平成 年分の贈与税の申告書を提出するにあたり、特定贈与者 から贈与により取得した の株式（出資）について、次の特例の規定の適用を受けることに同意します（適用を受ける特例の□の中にレ印を記入してください。）。

- ☐ 租税特別措置法第70条の3の3第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例）
☐ 租税特別措置法第70条の3の4第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特別控除の特例）

特定贈与者の推定相続人	フリガナ 氏名	住所又は居所	特定贈与者との続柄
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		

(注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記入して添付してください。

2 特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合のその事情等

氏名	特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合の その事情その他参考となるべき事項

(注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記入して添付してください。

作成税理士

印

電話番号

(新規)

(平成19年分以降以降用) ○この同意書は申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。



特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例を適用するに当たり
経済産業局長の作成した確認書を提出することに対する確約書

平成____年____月____日

税務署長 殿

受贈者住所 _____

受贈者氏名 _____ ⑩ 電話 _____

(特定贈与者)

私は、平成____年中に _____ から贈与を受けた下記の株式（出資）につい

て、次の特例の適用を受けるため、租税特別措置法第70条の3の3第3項第4号に規定する確認
(注)裏面を参照

且の翌日から2月以内に、特定同族法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長
の作成した確認書を提出することを確約します。

◎ 適用を受ける特例の□の中にレ印を記入してください。

- ☐ 租税特別措置法第70条の3の3第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例）
☐ 租税特別措置法第70条の3の4第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特別控除の特例）

記

特定同族法人の名称	本店又は主たる事務所の所在地	株式（出資）数
		株・口

(新規)

○この確約書は申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

書 き か た 等

(新規)

- 1 この確約書は、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定同族株式等について、贈与税の申告時に「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例」、「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特別控除の特例」を受けようとする場合に、作成します。
- 2 この確約書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください(申告期限までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。)
- 3 租税特別措置法第70条の3の3第3項第4号に規定する確認日とは、次に掲げる日のうち、特定同族株式等の贈与を行った日に最も近い日をいいます。
 - ① 特定同族株式等の贈与を行った年の翌年3月15日から4年を経過する日
 - ② 受贈者又は贈与者が特定同族株式等の贈与を行った年の翌年1月1日から上記①の日までの間に死亡した場合には、当該死亡の日
 - ③ 特定同族法人が特定同族株式等の贈与を行った年の翌年1月1日から上記①の日までの間に解散した場合には、当該解散日の翌日
 - ④ 特定同族法人が特定同族株式等の贈与を行った年の翌年1月1日から上記①の日までの間に会社更生法の規定による更生手続開始の決定があった場合には、当該決定があった日の翌日

(新規)

○ この明細書は必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

※印欄は記入しないでください。

改正後	改正前
使 用 目 的 等 1 この明細書は、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定同族株式等について、贈与税の申告時に「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例」、「特定同族株式等に係る相続時精算課税の特別控除の特例」を受けようとする場合に、その贈与時において特例の適用要件を満たしているかどうかを判定するための書類です。 2 この明細書は、贈与税の申告において「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及びその他必要な添付書類と一緒に提出してください。 3 記載に当たっての留意事項 (1) 「2 法人別の明細」の「ウ 株式又は出資の1株又は1口当たりの時価」の算定は、租税特別措置法施行規則第23条の6の3第5項に規定する方法（原則的評価方式）により行います。 (2) 「オ 株主等の状況」欄には、特定贈与者及び当該特定贈与者の推定相続人のうち株主又は社員について記入します。 (3) この明細書に記載する株数等には、議決権に制限のある株式（出資）及び金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式並びに租税特別措置法施行規則第23条の6の3第3項に規定する株式は含みません。 (4) 記載された内容については特定同族株式等の発行等を行う法人の証明を得る必要があります（法人の代表者印を押印してください。）。 (5) 当明細書の提出に代えて、必要項目を具備した適宜の様式に法人の証明を得たものを提出しても差し支えありません。 (6) ⑦及び⑧の割合が50%以下の場合は、この特例を適用することはできません。	(新規)

【平成 年分】
譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表)
【総合譲渡用】

住所	電話 ()	名簿番号
氏名 (フリガナ)	職業	関与税理士 (電話)

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された資産の名称	種類	利用状況	数量
所在地等			

譲渡先の (買主の)	住所 (所在地)	氏名 (名称)	職業
売買契約の日	年 月 日	引き渡した日	年 月 日
登記、登録等の日	年 月 日		年 月 日

【参考事項】

売却理由	代金の受領状況	譲渡価額
☐ 買主から頼まれたため ☐ 他の資産を購入するため ☐ 事業資金を捻出するため ☐ 借入金を返済するため ☐ その他 ()	1回目 年 月 日 円 2回目 年 月 日 円 3回目 年 月 日 円 未収金 年 月 日 (予定) 円	① 円

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用	費用の種類	購入先・支払先等 住所(所在地) 氏名(名称)	購入年月日	購入価額
	譲渡資産の購入代金		・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
小計			※	円

取得費	資産の購入価額(※) - 償却費相当額 =	② 円
-----	-----------------------	-----

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用	費用の種類	支払先 住所(所在地) 氏名(名称)	支払年月日	支払金額
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
譲渡費用			③	円

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所法条の	円	円	円	円	円
長期	所法条の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容(買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄	
-----	--

(平成17年分以降用)
19.11

【平成 年分】
譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表)
【総合譲渡用】

住所	電話 ()	名簿番号
氏名 (フリガナ)	職業	関与税理士 (電話)

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された資産の名称	種類	利用状況	数量
所在地等			

譲渡先の (買主の)	住所 (所在地)	氏名 (名称)	職業
売買契約の日	年 月 日	引き渡した日	年 月 日
登記、登録等の日	年 月 日		年 月 日

【参考事項】

売却理由	代金の受領状況	譲渡価額
☐ 買主から頼まれたため ☐ 他の資産を購入するため ☐ 事業資金を捻出するため ☐ 借入金を返済するため ☐ その他 ()	1回目 年 月 日 円 2回目 年 月 日 円 3回目 年 月 日 円 未収金 年 月 日 (予定) 円	① 円

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に要した費用	費用の種類	購入先・支払先等 住所(所在地) 氏名(名称)	購入支払年月日	購入支払価額
	譲渡資産の購入代金		・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
小計			※	円

取得費	資産の購入価額(※) - 償却費相当額 =	② 円
-----	-----------------------	-----

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に要した費用	費用の種類	支払先 住所(所在地) 氏名(名称)	支払年月日	支払金額
			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
譲渡費用			③	円

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所法条の	円	円	円	円	円
長期	所法条の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容(買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄	
-----	--

(平成17年分以降用)

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

買換資産等の所在地等	種類	数量	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
				・	・	・
				・	・	・

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支払年月日	支払金額
		・	円
		・	円
		・	円
		・	円
買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額			④ 円

(注) 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署の窓口にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

区分		F 収入金額	G 必要経費	H 差引金額 (F－G)	J 特別控除額	K 譲渡所得金額 (H－J)
① ≤ ④	特例適用条文	① × 20%	(②+③) × 20%			
① > ④		(①－④) + ④ × 20%	(②+③) × $\frac{F}{①}$			
短期・長期	措法 条の 条	円	円	円	円	円

(2) 固定資産の交換(所法58)・収用代替(措法33)の場合

区分		L 収入金額	M 必要経費	N 差引金額 (L－M)	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額 (N－P)
交換	特例適用条文	①－④	(②+③) × $\frac{L}{①}$			
収用代替		①－③－④	② × $\frac{L}{①-③}$			
短期・長期	所法 措 条	円	円	円	円	円

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに一枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
- また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとで二つ以上の契約がある場合には、いずれか一枚の内訳書の各欄の上位に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円〔差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額〕が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について収用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
- 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。
- 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署におたずねください。

買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

買換資産等の所在地等	種類	数量	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)日
				・	・	・
				・	・	・

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所(所在地)及び氏名(名称)	支払年月日	支払金額
		・	円
		・	円
		・	円
		・	円
買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額			④ 円

(注) 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署の窓口にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え(交換)の場合(措法37・37の4)

区分		F 収入金額	G 必要経費	H 差引金額 (F－G)	J 特別控除額	K 譲渡所得金額 (H－J)
① ≤ ④	特例適用条文	① × 20%	(②+③) × 20%			
① > ④		(①－④) + ④ × 20%	(②+③) × $\frac{F}{①}$			
短期・長期	措法 条の 条	円	円	円	円	円

(2) 固定資産の交換(所法58)・収用代替(措法33)の場合

区分		L 収入金額	M 必要経費	N 差引金額 (L－M)	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額 (N－P)
交換	特例適用条文	①－④	(②+③) × $\frac{L}{①}$			
収用代替		①－③－④	② × $\frac{L}{①-③}$			
短期・長期	所法 措 条	円	円	円	円	円

【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに一枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 譲渡(売却)された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
- また、譲渡(売却)等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとで二つ以上の契約がある場合には、いずれか一枚の内訳書の各欄の上位に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円〔差引金額(C、H、N欄の合計)が50万円に満たない場合には、その金額〕が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について収用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
- 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。
- 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分かりにならないような場合には、税務署(資産税担当)におたずねください。